

## 埋蔵文化財包蔵地内で工事等を実施する場合には 埋蔵文化財発掘の届出が必要になる場合があります。

土地に埋蔵されている状態にある土器や石器、集落跡や墳墓などの遺跡、また地上に露出している古墳や城跡などは、総称して埋蔵文化財と呼ばれています。こうした埋蔵文化財の存在が確認されている区域を「周知の埋蔵文化財包蔵地」と呼び、市内には現在380ヶ所程度が存在しています。

周知の埋蔵文化財包蔵地内で造成工事や建物建設工事等を行う場合には、文化財保護法第93条の規定により工事の**60日前**までの届出が義務付けられています。詳しくは裏面のフローチャートをご参照のうえ、ご理解とご協力をお願いします。遺跡地図や各種届出の用紙は文化財課に用意しております。お気軽にお問い合わせ下さい。

### 文化財保護法（抜粋）

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

#### 第九十二条

土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

#### 第九十三条

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「**六十日前**」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

#### 第九十六条

土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第九十二条第一項の規定による調査に当たって発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

#### 問い合わせ先

日田市文化財課埋蔵文化財係

〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

電話番号 0973-24-7171

E-mail bunka@city.hita.lg.jp

# 工事等に伴う埋蔵文化財の取り扱い手続きについて

開発等の事業立案（造成・建築協議・開発協議など）

※遺跡の範囲は、最新の調査などによって変更が生じることがありますので、その都度、文化財保護課へ照会してください。

※事業立案または不動産評価等に伴い、事業区域内における遺跡の有無を確認する書類が必要な場合は、下記（様式①）を提出して下さい。

周知の埋蔵文化財包蔵地に該当・非該当の確認

埋蔵文化財の所在の有無について（照会）の提出（様式①）

※事前の確認や不動産評価に伴う確認などは、電話やファックスなどで問い合わせをいただければ、口頭でのみ回答を行います。

埋蔵文化財の所在の有無について（回答）  
遺跡地図と照合して文書回答します。

周知遺跡の範囲内

周知遺跡の範囲外

土木工事等による発掘に関する届出（様式③）

遺跡の可能性

…工事着工…

※文化財保護法第93条の定めにより着手の60日前までに届出が必要です。  
上記（様式③）を市に提出して下さい。市を経由して大分県教育委員会への届出が義務付けられています。

※工事にあたって問題ありませんが、工事中等に遺跡と認められるものが発見された場合は、文化財保護法第96条の定めにより、すみやかに届出を行ってください。

指示

※提出された届出に対し県教育委員会より指示事項が通知されます。

◎土木工事・建築工事等を行う場合には、対象面積に制限なく届出が必要となります。  
◎判断までの期間、調査期間は対象事業によって異なりますので、ご了解下さい。

発掘調査

工事立会

慎重工事

※工事立会の場合は、工事時に当課職員が立会を行い遺跡の有無を確認します。

予備調査依頼（様式④）

予備調査の実施

※予備調査は、遺跡の有無、密度、工法との整合を判断するため実施します。

遺跡あり

遺跡なし

…工事着工…

協議

工法変更などにより、遺跡の現状保存が可能になった場合

発掘調査

協議の結果、遺跡の現状保存が困難な場合は、事前の発掘調査（本調査）を実施し、記録保存を行うこととなりますのでご理解とご協力をお願いします。

赤字：所定の書類提出が必要な行為